また、無線従事規則第46条に基づく無線従事者の免許又は第50条に基づく免許証再交付の申請と同時に申請する場合（社団の場合を除く。）においては□にレ印を付けるとともに、同時に申請する無線従事者資格及び国家試験受験番号又は養成課程修了証明書の番号を記載すること。この場合において、申請者は、無線従事者免許証の番号の欄について、総合通信局長による補正に同意したものとみなす。

9　9の欄は、現に指定されている呼出符号を記載すること。

10　10の欄は、次によること。

［(1)～(3)　略］

11　11の欄は、希望する移動範囲について、該当する□にレ印を付けること。

12　12の欄は、指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力を希望するときは、□にレ印を付けること。また、申請者が社団の場合であつて、当該社団が開設する無線局の最上級の無線従事者資格によらず指定を希望する場合は、14の欄に第10条の２の規定に基づく記号を「希望する周波数等の記号　○○○」のように記載すること。

［削る］

［削る］

13　13の欄は、該当する□にレ印を付けること。

14　14の欄は、次によること。

(1)　免許の申請の場合

［ア　略］

イ　申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号の指定を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。ただし、当該アマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から５年を経過している場合は、その呼出符号が指定されていた旨を証する書面を添付すること。

(2)　遠隔操作を行う場合

遠隔操作を行うこと及びその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。ただし、電波の送信の地点（無線設備の設置場所又は常置場所に限る。）及び無線設備の操作を行う地点のいずれもが免許人が所有又は管理する一の構内である場合であつて、免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置するなど無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているときは、当該記載及び書類の添付を要しない。

［ア～ウ　略］

［(3)・(4)　略］

15　15の欄は、次によること。

［(1)～(13)　略］

(14)　送信機系統図として、半導体、真空管又は集積回路の名称及び用途並びに発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法を記載したものを、この別表に定める規格の用紙を用いて提出するものとし、□にレ印を付けること。また、附属装置がある場合は、その諸元及び送信機との関係を記載すること。

9　10の欄は、現に指定されている呼出符号を記載すること。

10　11の欄は、次によること。

［(1)～(3)　同左］

11　12の欄は、希望する移動範囲について、該当する□にレ印を付けること。

12　13の欄は、次によること。

(1)　該当する□にレ印を付けることとし、記載されている以外のものを希望するときは、具体的に記載すること。

(2)　変更の申請の場合であつても、変更後に発射する全ての周波数帯、空中線電力及び電波の型式について、該当する□にレ印を付けること。

13　14の欄は、該当する□にレ印を付けること。

14　15の欄は、次によること。

(1)　［同左］

［ア　同左］

イ　申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から６月を経過していない場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号の指定を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。

(2)　［同左］

遠隔操作を行うこと及びその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。

［ア～ウ　同左］

［(3)・(4)　同左］

15　16の欄は、次によること。

［(1)～(13)　同左］

(14)　送信機系統図として、半導体、真空管又は集積回路の名称及び用途並びに発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法を記載したものを、この別表に定める規格の用紙を用いて提出するものとし、□にレ印を付けること。また、附属装置がある場合は、その諸元及び送信機との関係を記載すること。